

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	と畜場法に基づく獣畜のとさつ後検査
②	法令名	と畜場法
③	法令番号	昭和28年法律第114号
④	根拠条項	第14条第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	第14条 2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。
⑦	審査基準	と畜検査実施要領(昭和47年厚生省衛乳第48号)第6
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)2日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	2日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生担当(075-414-4759)
⑬	備考	